平成２８年（フ）第５３号
栃木県佐野市小中町1593―７　檜山方、開始決定時の住所栃木県足利市五十部町513番地３
破産者　阿部　静子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６８号
群馬県桐生市宮本町１丁目12―38　居宅介護支援事業所　シニアの杜・桐生、住民票上の住所東京都目黒区東山３丁目６番１号
破産者　中村　邦利
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第４４９号
埼玉県春日部市大畑744番地27
破産者　皆川　　毅
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９号
山梨県甲府市丸の内３丁目５番18号　ポレスターリーモ904、前住所山梨県甲府市横根町946番地７
破産者　岩崎　賢市
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
山梨県韮崎市穂坂町三之蔵3149番地、前住所神奈川県横浜市青葉区つつじが丘１番地７　パークサイド佐藤101
破産者　白畑　直樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
静岡県沼津市岡宮1382番地の６
破産者　鈴木　通敬
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
静岡県沼津市双葉町６番24号　富士一アビタシオン602、住民票上の住所静岡県沼津市双葉町６番24号　第一アビタシオン602
破産者　山田たみ江
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
広島市東区温品４丁目19―30、住民票上の住所広島市南区南大河町14番10―21号
破産者　臺信　愛子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５号
広島市東区温品４丁目19番30号、開始決定時の住所広島市南区南大河町14番10―21号
破産者　臺信　愛壽
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４号
福岡市中央区地行４丁目12番10号
破産者　井上梨枝子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３５号
福岡県糸島市二丈松末1730番地、前住所埼玉県朝霞市溝沼７丁目４番35号　プラネット203
破産者　山崎　勇樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３６号
福岡県大野城市若草２丁目25番23号
破産者　西花　玲子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５９号
福岡市早良区星の原団地29番405号
破産者　末次　智治
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７２号
福岡市中央区春吉２丁目８番33―210号、前住所福岡市南区高木３丁目15番16―205号
破産者　谷山　恵利
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７７号
福岡市西区小戸４丁目10番14―206号、前住所福岡市西区小戸４丁目29番37―601号
破産者　小田　範満
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７８号
福岡市西区福重３丁目９番20―102号、前住所福岡市西区福重団地９番610号
破産者　村岡　克彦
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０５号
福岡市西区野方２丁目32番14号
破産者　後藤　愼一
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２９号
福岡市東区三苫６丁目12番13号
破産者　田島　穂隆
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部